

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者説明資料

小学校・特別支援学校小学部入学に向けて

【特別支援学級】



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

佐賀市では、来年度就学を迎えられるお子さんの保護者の方で、「学習面や人との関わり
の面で心配」「身体面で心配なことがある」
等、お子さんの就学について疑問や不安をお
持ちの方に向け、就学までの見通しを持ってい
ただけるようにと資料を作成しました。

この資料では、次の内容を説明しています。

1 「就学先の紹介・就学手続き」

- ① 特別支援学校
- ② 特別支援学級
- ③ 通級指導教室

2 「就学先を決定するための見学や相談の 場」

- ① 小学校を見学する場
(学校フリー参観デー)
- ② 小学校特別支援学級を見学する場
(特別支援学級見学会)
- ③ 特別支援学校を見学する場
(特別支援学校見学会)
- ④ 個別面談により、説明を聞く場
(就学に向けた個別面談)
- ⑤ 個別相談により、専門的立場からの助言
を聞く場(佐賀市就学相談会)

年長児の就学先(学びの場)

佐賀市立小学校

特別支援学級(6種類)

- 知的障害学級
- 自閉症・情緒障害学級
- 病弱・身体虚弱学級
- 肢体不自由学級
- 難聴学級
- 弱視学級

※入級する児童がいれば設置
※入級には佐賀市教育支援委員会の
意見書が必要

通常の学級

通級指導教室(ことば・まなび)

※ことば(勤興小、高木瀬小、東与賀小)
まなび(勤興小、北川園小、鍋島小、春日小、
高木瀬小)

※佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀県立特別支援学校小学部

- 盲学校(視覚障害)
- ろう学校(聴覚障害)
- 大和特別支援学校(知的障害)
- 金立特別支援学校(肢体不自由)
- 中原特別支援学校(病弱)

※障がいの程度が比較的重い児童を対
象とした、より専門的な教育の場
・定員なし
・入学には佐賀市教育支援委員会の
意見書が必要

佐賀大学教育学部附属 特別支援学校小学部

(知的障害)

※障がいの程度が比較的重い児童を対
象とした、より専門的な教育の場
・定員あり
・選考(適正検査等)により入学者
決定

年長児の就学先は、特別支援学校小学部、
佐賀市立小学校の特別支援学級、佐賀市立
小学校の通常の学級の3つです。

特別支援学校は、障がいの程度が比較的
重い児童を対象として、より専門的な教育を行う
学校です。佐賀市の年長児が就学できる特別
支援学校は、5つの県立特別支援学校と佐賀
大学教育学部附属特別支援学校です。県立
特別支援学校はそれぞれ障がい種別に設置さ
れており、入学者の定員はありません。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校は、知
的障害の特別支援学校です。定員が決まっ
ており、適正検査等の選考により入学者が決定
されます。

佐賀市立小学校には、通常の学級と特別支
援学級があります。特別支援学級は6種類あ
り、入級する児童生徒がいる場合に設置されて
います。また、小学校の通常の学級に在籍し、
週に2時間程度通級する「通級指導教室」が
あります。

特別支援学級に入級したり、通級指導教室
へ通級したりするためには、佐賀市教育支援
委員会での判断(意見書)が必要です。
(※佐賀大学教育学部附属特別支援学校に
は意見書は必要ありません。)

就学先(学びの場)の特徴

1 一学級の人数および指導支援の量と専門性の高さ

学校および学級	1学級の人数(定数)および担任等	一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量および専門性の高さ
特別支援学校(小学部)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は6人(定数) ※障がいが重なる場合は1学級の人数は3人 ※担任は一人 ※学習内容によっては、学年全体(複数体制)で指導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別の指導支援がより細やかで一人あたりの支援の量がより多い それぞれの障がい種における教育の専門性がより高い
特別支援学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は8人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※複数の学年の児童で学級編制する場合もある ※担任は一人 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別指導の工夫 少ない人数での学習 ※一人一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しい
通常の学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は35人(定数) 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉指導における授業の工夫 教室環境づくりの工夫

3つの就学先のそれぞれの学びの場の特徴です。

通常の1学級の人数は35人。特別支援学級は障がい種ごとに学級が編制され、1学級の人数は8人です。

特別支援学校の1学級の人数は6人。2つ以上の障がいがある場合は3人で1学級が編成されます。

通常の学級より特別支援学級、特別支援学級より特別支援学校と一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量はより多く、専門性もより高くなります。

ただし、どの学校・学級においても担任は一人です。複数の児童を指導支援しますので、一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しいです。

就学先(学びの場)の特徴

2 教育内容(教育目標、学習内容)

① 特別支援学校

知的障がいの特別支援学校 大和特別支援学校 附属特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、生活場面に即した、より基礎的・基本的内容の繰り返し学習や体験的な学習 ※小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違う ※小学校とはちがう知的障がいの特別支援学校用の教科書(☆本)を使用
知的障がいではない特別支援学校 盲学校、ろう学校 金立特別支援学校 中原特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容) ※小学校と同じ教科書を使用 ※知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

② 特別支援学級

知的障害学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害特別支援学級は、児童の状況に応じて特別な学習内容を学習することができる ・同学年の学習内容(スモールステップで繰り返し学習) ・下学年の学習内容 ・知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容
知的障がいではない特別支援学級 自閉用・情緒障害学級 肢体不自由学級 難聴学級 弱視学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習する ※知的発達の遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

就学先(学びの場)の教育内容(教育目標、学習内容)は次のとおりです。

まず、知的障害特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違い、より基礎的・基本的内容を生活場面に即しながら繰り返し学習します。児童が使用する教科書も小学校で使用される教科書とはちがう教科書を使用します。

知的障がいではない特別支援学校では、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容)で、小学校と同じ教科書を使用して学習します。ただし、知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

特別支援学級においても、知的障害学級では、児童の状況に応じて、下学年の学習内容や知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等、同学年の学習内容に加えて特別な学習内容を学習することができます。

知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習します。児童が使用する教科書も同学年の教科書を使用します。ただ、知的な発達の遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

小学校特別支援学級の紹介

- ・ 特別支援学級の特徴
- ・ 特別支援学級在籍児童の学校生活
- ・ 特別支援学級在籍児童の学習内容
- ・ 特別支援学級の教室環境

小中学校に設置される特別支援学級

学級名（障がい種）	入級対象となる児童生徒の状況
知的障害学級	知的発達に遅れがあり、学習内容の理解や他人との意思疎通に困難が見られ、身辺処理等の日常生活に一部支援が必要で社会生活（他人との適切なかわり、集団生活におけるルールに沿った行動等）への適応に困難がある児童生徒 ※知能検査結果が必要
自閉症・情緒障害学級	自閉症または選択性かん黙等の情緒障がいの診断をもち、他人との意思疎通および対人関係の形成に困難が見られ、自閉症や情緒障がいの特性による社会生活への適応に困難がある児童生徒 ※医師の診断書が必要
肢体不自由学級	補装具によっても歩行や筆記等、日常生活における基本的な動作に困難があり、日常生活において一部支援が必要な児童生徒 ※医師の診断書が必要
病弱・身体虚弱学級	医師の診断に基づき、持続的に医療または生活の管理を必要としたり、身体虚弱の状態にあり、持続的に生活の管理を必要とする児童生徒 ※医師の診断書が必要
難聴学級	補聴器等の使用によっても通常の話し声を聞き取ることが困難で、通常の学級の一斉指導では学習内容の理解が困難な児童生徒 ※医師の診断書（検査報告書）が必要
弱視学級	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難で、通常の学級の一斉指導では学習内容の理解が困難な児童生徒 ※医師の診断書（検査報告書）が必要

特別支援学級は障がい種ごとに設置します。現在、佐賀市立の小中学校には、これら6種類の特別支援学級を設置しています。ただし、どの小中学校にも6種類の特別支援学級すべてが設置されているわけではなく、入級する児童生徒がいる小中学校に必要な種類の特別支援学級が設置されています。

児童生徒の中には、知的発達に遅れがあり、自閉症の診断を持っているというように、複数の特別支援学級の入級対象の状況の児童生徒もいると思います。そのような場合は、保護者の意向を参考にした上で佐賀市教育支援委員会による審議判断に基づき、児童生徒の状況に最もふさわしい障がい種の特別支援学級を決定します。

特別支援学級の特徴

1 特別支援学級の特徴

少人数という学習環境の中、児童生徒の特性（状況）に応じた指導の手立てを工夫し、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級

2 学級の人数（定数）（小学校・中学校）

通常の学級	特別支援学級
35人	8人 (障がい種ごとに編制)

特別支援学級は、少人数という学習環境の中で、児童生徒の特性に応じた指導の手立てを工夫し、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級です。障がい種によって6種類の学級があり、障がい種ごとに特別支援学級が編制されます。

学級の人数（定数）は、通常の学級がクラス35人であるのに対し、特別支援学級は8人で、少人数での学びが可能となります。特別支援学級は定数が8人ですので、入級する児童生徒が9人になると、2学級になります。

特別支援学級在籍児童の学びの場

特別支援学級在籍の児童は、**2つの学級（学びの場）**で学校生活をおくります

特別支援学級
（在籍学級）

通常の学級
（交流学級）

- ・在籍学級は特別支援学級。担任は在籍する特別支援学級の先生。
- ・学習は、特別支援学級で少人数という学習環境の中で、児童の状況に応じた学習内容や学習方法で学習する。
- ・交流学級（通常の学級）の一斉指導で適応できる教科は交流学級で学習する。給食やそうじ等も交流学級で活動できるようであれば交流学級で過ごす。
- ・一人一人の児童の状況に応じた時間割が作成される。

特別支援学級在籍児童の学習内容（小学校）

知的障害学級

自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級
病弱・身体虚弱学級、難聴学級、弱視学級

児童の知的発達状況に
応じた学習内容

- ・同学年の学習内容
- ・下学年の学習内容
- ・知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容

通常の学級に準じた
学習内容

自立活動

特別支援学級在籍児童の学習内容（小学校）

～知的障害学級～（小学校1年生の場合）

- 通常の学級に準じた教科等
- 特別な教育課程による教科等
- ☆下学年の学習内容
- ☆知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容

知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容の場合のみ、教科等の目標や内容を合わせた指導を行うことが可能【教科等を合わせた指導】

- ・日常生活の指導
- ・生活単元学習
- ・遊びの指導

自立活動

国語
算数
生活
音楽
図画工作
体育
特別の教科 道徳
特別活動

特別支援学級に入級した場合は、特別支援学級に在籍することになり、担任の先生は特別支援学級の担任の先生です。そして、特別支援学級に在籍する児童には通常の学級を交流学級と設定されます。

特別支援学級では、少人数という学習環境の中で、一人一人の状況に応じた学習内容や工夫した指導方法による学習を進めます。

個々の状況や適応性に応じて、通常学級の一員として学習活動や教科または給食や掃除等にも参加し、友達と協力する力や社会性を培うために交流学級で過ごします。

つまり、特別支援学級に在籍する児童は、特別支援学級と交流学級の2つの学級を使って学校生活を送ります。どの教科をどちらの学級で学習するかは、入学後、学校と保護者の方と相談した上で決定します。そして、一人一人の状況に応じた時間割が作成されます。

特別支援学級の教育内容は大きく2つに分けることができます。

まず、知的障害学級では、一人一人の児童の知的発達状況に応じた内容（同学年あるいは下学年の学習内容、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容）で学習を進めます。

知的障害学級ではない特別支援学級では、同学年の内容を同学年の教科書を使って、通常の学級に準じた内容で学習を進めます。

知的発達に遅れがある児童には、知的発達状況に応じた内容で学習を進めます。

特別支援学級では教科の学習に加えて自立活動という学習を行います。この自立活動は、通常の学級にはない特別支援学級だけの学習です。

知的障害学級では、通常の学級と同じ教科等の学習内容に加え、知的発達に配慮した特別な教育課程による教科等の学習が認められています。特別な教育課程の一つは、下学年の学習内容を学習することができる点です。

さらに、児童の知的発達の状況によっては、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容を学習することができる点です。この場合は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」「遊びの指導」など、児童の生活に密着した題材を取り入れながら、いくつかの教科を組み合わせた学習を進めていくことも可能です。

知的障害特別支援学校の教科等の学習内容を参考にした学習内容を学習する場合は、知的障害特別支援学校で使用している教科

書(☆本)や一般本を使用して学習することもできます。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級在籍児童(小学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導	道徳	国語	算数	国語
2	算数	自立活動	生活	国語	算数
3	体育	算数	図画工作	体育	生活
4	音楽	国語	図画工作	学級活動	生活
5	書写	体育	音楽	生活単元学習	生活単元学習

※□は、特別支援学級での学習

～特別支援学級での学習～

- ・自立活動(生活のリズムや生活習慣を身につける学習)
 - ・国語、算数(知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容)
 - ・日常生活の指導、生活単元学習(知的障害特別支援学校の学習内容である国語と算数を組み合わせた学習)
- ☆その他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

これは、知的障害特別支援学級に在籍する小学校1年生児童の時間割例です。この児童は、国語(書写を含む)と算数は知的障害特別支援学校の学習内容で学習をすすめることにしました。この児童は、特別支援学級で、知的障害特別支援学校の教育内容である国語と算数を学習し、教科(国語と算数)を組み合わせた「日常生活の指導」と「生活単元学習」と生活リズムの構築や生活習慣を身につけるための自立活動を学習しています。色がついているところが、特別支援学級で学習する時間です。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級～(小学校1年生の場合)

知的障害特別支援学校の学習内容を参考とした学習を行う場合に、教科の目標や内容を組み合わせた学習として設定する「日常生活の指導」

【日常生活の指導】学校生活になれよう!

【みんなにあいさつ】

- ・時と場に合わせたあいさつ
- ・名前を呼ばれたら返事をする

【健康観察】

- ・自分の健康状態に目を向ける
- ・新しい学級の友だちや先生の名前を覚える

【今日の学習の確認】

- ・時間やスケジュールの確認
- ・今日の約束や学校の約束確認

日常生活の様々な活動を繰り返し行い、望ましい生活習慣を身につける

知的障害特別支援学校の学習内容を参考とした学習を行う場合の学習として設置する「日常生活の指導」では、日常生活のさまざまな活動を繰り返し行い、望ましい生活習慣を身につけることを目指します。小学校に入学したばかりの1年生児童は、「日常生活の指導」を通じて、あいさつ、健康観察、1日のスケジュールなどの生活習慣や、社会生活に必要な事項を学びます。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級～(小学校1年生の場合)

知的障害特別支援学校の学習内容を学習する場合に、教科の目標や内容を組み合わせた学習として設定する「生活単元学習」

【生活単元学習】大根を育てて、お店屋さんを開こう！

【大根を育てる】

植物の成長を観察
→生活
観察日記の作成
→国語

【お店さんの準備】

商品の紹介やお店の案内を書く
→国語
値札の作成
→算数

【お店を開く】

代金やおつり計算
→算数
店員になって対応
→国語

身近な活動場面における学習をとおして、教科の目標や内容を達成していく

知的障害特別支援学校の学習内容を参考とした学習を行う場合の「生活単元学習」では、身近な生活場面の中で、一連の活動を経験し、その中で教科の目標や内容を達成するように構成されています。この「大根を育てて、お店屋さんを開こう」の単元では、大根を育てて販売するという一連の活動を通して、国語と算数の目標達成に向けた学習を行います。

これは一例であり、各学校で子どもの学年や状況に応じて工夫した取り組みが行われています。

ただ、知的障害特別支援学校の教育内容ではなく、小学校の同学年の内容や下学年の内容で学習を進める場合は、教科を組み合わせた「生活単元学習」という学習は設定できません。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級ではない特別支援学級～ (小学校1年生の場合)

【基本的には通常の学級に準じた学習内容】

- ※同学年の教科書を使用
- ※児童の状況に合わせた学習内容(下学年の内容等)を学習することもできる

自立活動

国語
算数
生活
音楽
図画工作
体育
特別の教科 道徳
特別活動

知的障害学級ではない特別支援学級の学習内容について説明します。

知的障がいでない特別支援学級(自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級、難聴学級)の学習内容は、基本的に同学年の学習目標・学習内容に準じた各教科等と自立活動で構成されます。教科書も同学年の教科書を使用して学習を進めます。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自閉症・情緒障害学級在籍児童(小学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	国語	道徳	国語	算数	国語
2	算数	自立活動	生活	国語	算数
3	体育	算数	図画工作	体育	生活
4	音楽	国語	図画工作	学級活動	生活
5	書写	体育	音楽	国語	国語

※ □ は、特別支援学級での学習

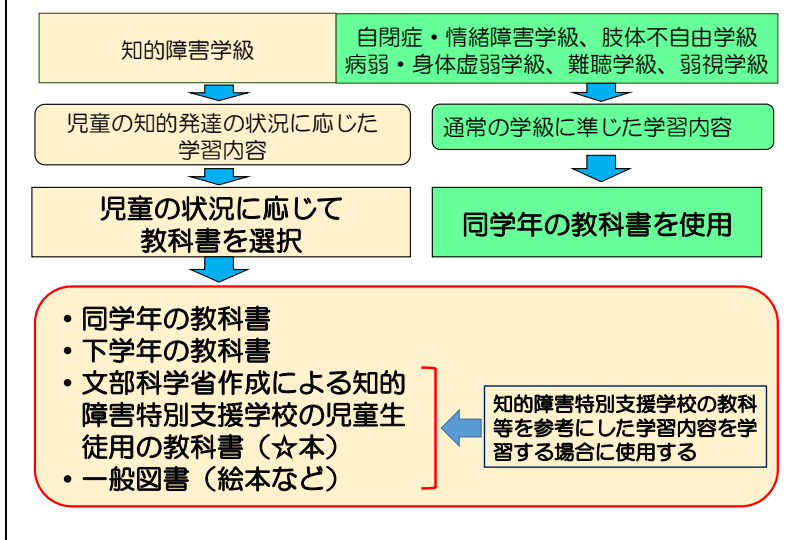
～特別支援学級での学習～

- ・国語(文章を書くことに対する苦手意識があるため)
- ・算数(本児の学びのリズムに合わせた学習を進めるため)
- ・音楽(音に対する感覚過敏があるため)
- ・自立活動(コミュニケーションについて学ぶ)

★この他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

これは、自閉症・情緒障害学級に在籍する小学校1年生の時間割例です。この児童は、基本的にはどの教科も1年生の内容を学習します。ただ、文章を書くことへの苦手意識があり、音への感覚過敏ももっています。また、集中する時間が長続きしないという特性があります。そこで、本児は国語と算数と音楽を特別支援学級で本児の状況に応じた学び方で学習しています。このほか、学校行事の時期などは、状況に応じて随時、特別支援学級での学習を行っています。

特別支援学級在籍児童が使用する教科書



特別支援学級に在籍する児童が使用する教科書について説明します。

知的障害学級に在籍する児童は、児童の知的発達の状況に応じて学習内容を設定しますので、使用する教科書も同学年の教科書のほか、下学年の教科書を使用することができます。さらに、知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容を学習する児童は、知的障害特別支援学校が使用する文部科学省により特別に作成された☆本と呼ばれる教科書や絵本などの一般図書の中から教科書を選んで使用することができます。

知的障害学級ではない特別支援学級に在籍する児童は、基本的にどの教科も同学年の学習内容を学習しますので、使用する教科書も同学年の教科書を使用します。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

自立活動

一人一人の児童生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動

自立活動の内容

①健康の保持	②心理的な安定
③人間関係の形成	④環境の把握
⑤身体の動き	⑥コミュニケーション

6つの区分の中から、各自に必要な内容を選び、関連づけて指導内容を設定する。

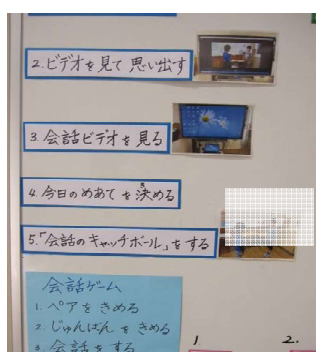
「自立活動」とは、特別支援学級に在籍する一人ひとりの児童が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動です。

「自立活動」の内容は、基本的な行動を行うために必要な要素と障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を6つの区分に分類・整理し、6つの区分の中の項目から、一人一人の児童について、必要な項目を選び、関連づけた上で「自立活動」の内容を設定しています。

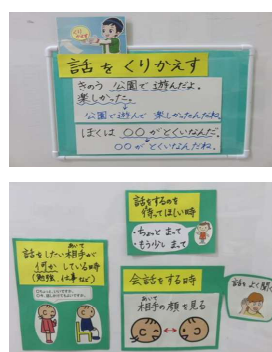
特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自立活動～

⑥コミュニケーションの学習活動



学習活動の流れ



会話のポイントを示したボード

これは、コミュニケーションという項目を内容とした自立活動の学習です。この児童は、「自然な会話がができる」ということを目標に自立活動に取り組んでいます。

初めに、会話の場面をビデオで見ます。その後、実際にポイントを示したボードをヒントにしながら、会話のキャッチボールに挑戦します。場面を変えたり、相手を変えたりしながら、この学習を繰り返すことで、児童は会話のコツをつかみ、徐々に友達とのやり取りがスムーズに行えるようになります。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自立活動～

- ①健康の保持
- ⑤身体の動き の学習活動



～トランポリンを使って～
 ・リズムに合わせてジャンプ
 ・バランスをとってジャンプ
 ・力の入れ方を調整 など

～バランスボールを使って～
 ・ストレッチ運動
 ・バランスをとる運動
 ・上手に転がす など

また、健康の保持と身体の動きを内容とした自立活動の学習内容です。トランポリンやバランスボールを使った活動を行ったりします。日常的にできる運動を習慣化させることで健康の維持を図ったり、バランスよく身体を動かしたりすることができるようにしています。

この他にも、各学校で一人一人の児童の状況に応じた自立活動が行われています。

特別支援学級の教室環境

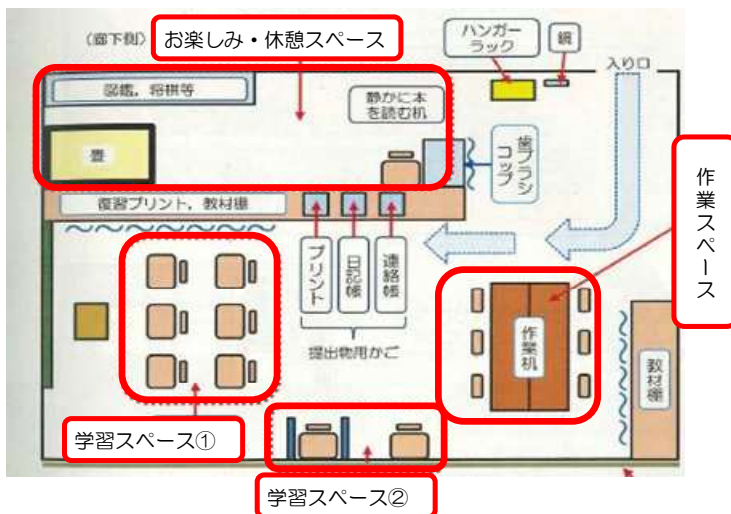
～特別支援学級の教室の様子（一例）～



次に特別支援学級の教室環境について説明します。

これは、特別支援学級の教室の様子です。画面手前に、先生と学習するための机が配置されています。また、画面左手奥には個別の学習スペースが、右手奥には、畳が敷かれた休憩スペースが設置されています。

特別支援学級の教室環境



これは特別支援学級の教室の配置図です。特別支援学級は、児童生徒の特性に応じて教室環境が工夫されています。図に示す教室では、それぞれの場所の意味が分かりやすいように、活動ごとに場を区切っています。この特別支援学級は、学習スペース、作業スペース、お楽しみ・休憩スペースなどが設けられています。

特別支援学級の教室環境



子どもの動きに合わせた物や場所の配置

置き場所を示すラベルの活用



仕切りやかごで分けられた引き出し

また、児童が安心して自分の力で生活できるように、物の配置なども工夫しています。子どもの動きに合わせた物や場所の配置、物の置き場所を示したラベルの活用などがなされています。仕切りやかごを活用し、置き場所をきめることなども自立への手助けとなっています。

特別支援学級の教室環境

ひとりひとりのスケジュールを掲示



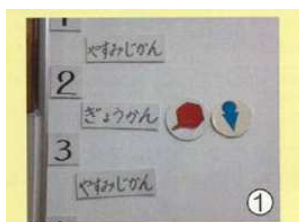
個別学習の場を確保



特別支援学級には、一人一人の時間割とスケジュールが掲示されています。児童は、朝の時間や、授業の切り替えの際にこのスケジュールを見て、自分で、次の活動の確認を行います。

右側の写真は、個別の学習スペースです。つい立てをすることで周囲の様子が視界に入らないようにし、学習に必要な教材だけを準備することで、刺激の少ない空間を作っています。

特別支援学級の教室環境



①



②



③

- ① 一日の流れを提示
- ② 机の位置をテープで示す
- ③ 机の上の整え方を、視覚的に示す

特別支援学級には視覚的な支援も随所に取り入れられています。

①の写真は、一日の流れの一部です。学習時間だけでなく、20分休みにもすることも絵カードで提示されています。②の写真は机の位置をテープで示したものの、③の写真は机の上の教科書・筆箱などの配置を示したものです。このような手立てをとることで、児童が、自分で学習の場を整えることができるよう工夫をしています。

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

小学校の特別支援学級への入級に向けた手続き

- ・ 就学までのながれ（別紙資料3）
- ・ 佐賀市教育支援委員会での意見書発行

小学校の特別支援学級への入級に向けた手続き

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい就学先（学びの場）を総合的に判断

意見書

（2 特別支援学級（障害種）での指導が適当と判断する）

※小学校の特別支援学級への入級には、佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書（特別支援学級での指導が適当）発行が必要

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

添付資料	障害種						特別支援学校・特別支援学級		通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・情緒障害	肢体	病弱	ことば	まなび		
知能検査報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○		
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○			
診断書				○	○	○		○		

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関・医療機関一覧【別紙資料4】

小学校の特別支援学級へ入級するには、児童の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会とは、支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。

佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。一人一人の児童について最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そして、児童の状況に応じた最も適正だと考えられる就学先（学びの場）を意見書という形で示されます。

特別支援学級へ入級するためには「特別支援学級（障がい種）での指導が適当と判断する。」という意見書の発行が必要です。特別支援学級の障がい種についても障がい種が意見書に示されます。

佐賀市教育支援委員会での審議には、検査結果や診断書等が必要です。

知的障害学級への入級を審議する場合は知能検査報告書が必要です。自閉症・情緒障害学級への入級を審議する場合は診断書と知能検査報告書が必要です。病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級、難聴学級、弱視学級等への入級を審議する場合は、診断書や検査結果報告書が必要です。

知能検査報告書につきましては、児童の最新の状況を知るため、おおむね1年以内に実施したものをお願いしています。計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関や医療機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

特別支援学級入級へのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》



《入級承諾書の提出》

教育支援委員会の判断による意見書が発行されたら、**保護者は12月までに、小学校の校長あてに入級承諾書を提出します。**

入級承諾書の提出により、特別支援学級への入級が決定します。入級承諾書を提出後は、小学校と相談しながら、4月の入学・入級の準備を進めてください。

お問い合わせ・ご相談先

就学に関する問い合わせや相談

○未就学児

佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係

【1階59～62番窓口】（電話 40-7290）

○小学生

佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係

【佐賀市役所大財別館 3階】（電話 40-7374）

障がい者手帳や放課後ディサービス等、佐賀市の障がい者福祉サービスに関する問い合わせや相談

○佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室

【1階63番窓口】（電話 40-7248）

佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく「特別支援学級での指導が適当と判断する」という意見書が発行されたら、次に入学予定の小学校の校長あてに入級承諾書を提出することが必要です。

入学前ですが、12月までに入学予定小学校の校長あてに入級承諾書を提出してください。入級承諾書は小学校にありますので、小学校から連絡があると思います。入級承諾書の提出後は、小学校と相談しながら4月の入学および特別支援学級への入級に向けて準備を進めてください。

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの園や小学校、または、保育幼稚園課や学校教育課へご連絡ください。

佐賀市では、日常生活の支援などいろいろな障がい者福祉サービスを受けることができます。【別紙資料5】「障がい者手帳について」をご覧ください。「放課後等ディサービス」に関すること等については「障がい福祉課」へ直接お問い合わせください。